



足元の運用状況および運用担当者からのコメント

当ファンドはリスク管理戦略（ダウンサイド・リスク・マネジメント）の一環として、市場環境およびリスクバジェット（最大許容損失率）の水準を注視しつつ、**当面の間は低リスク資産による保守的な運用を行う方針です**。なお、保守的な運用方針から変更を行う主な判断基準としては、

- ① 基準価額が上昇し、トレアロの最大許容損失率が回復した場合
- ② 時間の経過に伴い「過去1年の高値」が現行水準（2020年2月20日：12,950円）より低下することでトレアロの最大許容損失率が回復した場合

等があげられます。詳細については、「2020年3月18日 トレアロFund Bridge「足元の運用状況について」（リンクは[こちら](#)）」をご確認ください。運用方針に変更があった場合は速やかにご報告いたします。

※トレアロは、過去1年間の高値からの下落率を15%以内に抑えることを目指す運用戦略を有していますが、厳密には主要投資対象の外国籍投信において実施される運用戦略です。また同戦略は下落率を過去1年間の高値から必ず15%以内に収めることをお約束するものではありません。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ
ヘッド・オブ・マルチアセット・ジャパン
スヴェトザー・ミランチェフ



日ごろより私どもの運用に信頼をお寄せいただいております皆様方に、心より御礼申し上げます。運用状況についてお話をさせていただきます。

*トレアロ・アロケーション・オープンは、アリアンツ・グローバル・インベスターズが実際の運用を行う外国籍投資信託、「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）」（以下「DMAPファンド」）に投資を行います。

【ポートフォリオの状況】

7月3日時点のDMAPファンドのポートフォリオでは円建て短期国債への投資がメインになっており、ポートフォリオ全体の94.4%程度を短期の日本国債および米国国債へと投資しています。残りの5.6%はキャッシュという状況です。為替ヘッジから生じる損益はほぼ0%となっています。日本国債はポートフォリオ全体の84.7%を占め、デュレーション*は平均0.47年となっています。保有する日本国債内において満期日を分散させることにより、資金流出と満期時の再投資に柔軟に対応できるよう備えています。なお、日本国債は満期日が2020年12月から2021年3月のものを中心に保有しています。米国国債はポートフォリオ全体の9.7%としており、デュレーションは平均0.41年です。米ドル円のヘッジコストの動向によっては、米国国債のウェイトを増減させる可能性があります。キャッシュについては、ファンドのキャッシュフローに対応できる最低限の水準に抑えることを目指しています。キャッシュ比率が若干高めの水準にありますが、これは一部日本国債が満期を迎えたことによるものです。キャッシュ比率については、日本国債の入札に参加しつつ割合を調整していきます。

【今後の運用方針について】

過去1年の高値からの下落率が15%を超える中、3月13日に臨時の基本資産配分比率の見直しを実施し、40%弱あった高リスク資産の組み入れ比率をゼロにして、短期債券・キャッシュ等を中心に低リスク資産の比率を大幅に高めた保守的なポートフォリオに大きく舵を切りました。

今後の運用方針につきましては、市場環境およびリスクバジェット（最大許容損失率）の水準を注視しつつ、当面の間は低リスク資産による保守的な運用を行う方針です。当ファンドの運用方針を踏まえ、長期的な投資成果を目指すためには、ポートフォリオの資産配分を極めて保守的なポジションで構成し、極端な市場の動きに対して資産の保全に焦点を合わせることが賢明であると考えています。

*金利が変動したときの債券価格の変動性を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもある。一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向がある。

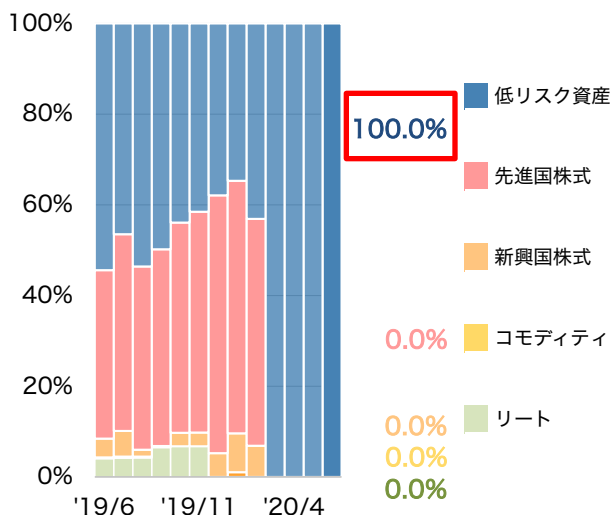
※巻末の「留意事項」を必ずご覧ください。 ※上記については過去の実績・状況または作成時点での見直し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。 また、税金・手数料等を考慮していません。記載の運用方針は、市況動向等により、将来変更となる可能性があります

2020年6月末の運用状況

図表① 設定来の基準価額と純資産



図表② 資産配分の推移



図表③ 資産配分詳細（2020年6月末）

分類	比率	前月比 (ポイント)	資産名	比率	前月比 (ポイント)
高リスク資産	0.0%	0.0%	日本株式	0.0%	0.0%
			米国株式	0.0%	0.0%
			欧州株式	0.0%	0.0%
			スイス株式	0.0%	0.0%
			英国株式	0.0%	0.0%
			オーストラリア株式	0.0%	0.0%
			カナダ株式	0.0%	0.0%
			新興国株式	0.0%	0.0%
			コモディティ	0.0%	0.0%
			リート	0.0%	0.0%
低リスク資産	100.0%	0.0%	日本国債	82.2%	-3.0%
			米国国債	9.8%	-3.7%
			ドイツ国債	0.0%	0.0%
			フランス国債	0.0%	0.0%
			英国国債	0.0%	0.0%
			イタリア国債	0.0%	0.0%
			スペイン国債	0.0%	0.0%
			米国インフレ債	0.0%	0.0%
			投資適格社債	0.0%	0.0%
			新興国国債	0.0%	0.0%
			現金等	8.0%	6.7%

◆図表①について

期間：2012年3月30日～2020年6月30日、日次

※基準価額(1万口当たり)は、信託報酬控除後のものです。

※トレアロは、過去1年間の高値からの下落率を15%以内に抑えることを目指す運用戦略を有していますが、厳密には主要投資対象の外国籍投信において実施される運用戦略です。また同戦略は下落率を過去1年間の高値から必ず15%以内に収めることを約束するものではありません。

◆図表②と③について

図表②の期間：2019年6月末～2020年6月末、月次

出所：アリアンツ・グローバル・インベスターズの情報提供を基に三菱UFJ国際投信作成

※トレンド・アロケーション・オープンは、アリアンツ・グローバル・インベスターズが実際の運用を行う外国籍投資信託、ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド（JPY）を通じて実質的な投資を行っており、図表②・③についてはDMAPファンドの純資産総額対比を各月末時点で計算・表示したものです。

※現金等は、短期債券を含みます。また、為替ヘッジの含み損益を含むためマイナスになることがあります。

※各数値は表示桁数未満で四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

※当資料においては、便宜上、ユーロ円金利先物を日本国債に、ユーロドル金利先物を米国国債に、欧州銀行間取引金利 EURIBOR（ユーリボー）先物をドイツ国債に分類しています。金利の短期的な上昇に対するヘッジを行うため、各先物のショートポジションをとった場合、結果として各国債の比率がマイナスに表示される場合があります。

シンプルなトレアロの3分動画

「トレアロを解説します」

https://www.am.mufg.jp/tool/movie/content/tao2_j.html



動画
公開中



ファンドの目的・特色

ファンドの目的 信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1** 世界各国の株式・債券・リート等の幅広い資産へ、実質的に投資します。
当ファンドは、アリアンツ・グローバル・インベスターズ(以下「アリアンツGI」ということがあります。)が運用を行う「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」に投資を行います。また、マネー・プールマザーファンドへの投資も行います。
- 2** 安定的な資産成長のために、市場環境に応じて機動的な資産配分を行います。
機動的な分散投資の手法で高い専門性を有するアリアンツGIの「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」(以下「DMAP戦略」ということがあります。)を活用します。当戦略は、機動的な資産配分と下落リスク低減のためのリスク管理等の3つの戦略で成り立っており、安定的な資産成長を目指します。
- 3** 為替変動リスクの低減をはかるため、外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。
為替ヘッジは、「ダイナミック・マルチアセット・プラス・ファンド(JPY)」にて行います。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

- 4** 年1回の決算時(1月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

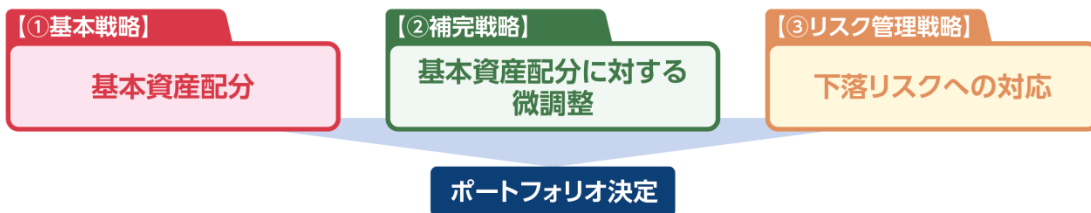
■ファンドのしくみ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

当ファンドは「ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略」を活用し、「負けにくい投資」を実践します。

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略について

ダイナミック・マルチアセット・プラス戦略は、次の3つの戦略により構成されています。

3つの運用戦略



※各戦略は、2020年1月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク

- ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株価変動、金利変動、不動産の価格変動、商品価格の変動等の影響を受けることとなり、当該価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
- ・当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には世界各国の株式、債券、コモディティ等に係る先物取引を利用します。そのため、株価変動、金利変動、商品価格の変動等の影響を受けます。買建てている先物取引の価格が下落した場合、または売建てしている先物取引の価格が上昇した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。特に、買建てている先物取引の価格下落と、売建てしている先物取引の価格上昇が同時に発生した場合には、基準価額が大幅に下落する場合があります。

金利変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的には債券に投資を行います。投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

為替変動リスク

当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、主に外貨建資産へ投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジ(一部の通貨については、その通貨との相関が高いと判断される代替通貨等により対円で為替ヘッジ)を行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストが

かかることにご注意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

実質的に投資している債券の発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。また、実質的に投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

カントリー・リスク

新興国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券・商品市場が混乱して、有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは市場慣習や情報開示に係る制度等が異なる場合があります。

この結果、新興国に係る有価証券等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり量が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

トレンド・アロケーション・オープン

ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

お申込みメモ

購入時	購入単位 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入する場合は、1円単位とします。
	購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。
換金時	換金単位 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額
申込について	換金代金 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日 ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、フランクフルト証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
その他	申込締切時間 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	換金制限 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はありません。
その他	購入・換金申込受付の中止および取消し 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。
	信託期間 無期限(2012年3月30日設定)
その他	繰上償還 設定日から5年を経過した日以降において、当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。
	決算日 毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)
その他	収益分配 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	課税関係 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用

◎お客さまが直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入価額に対して、 上限2.20%(税抜 2.00%) 販売会社が定めます。 くわしくは、販売会社にご確認ください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	運用管理費用(信託報酬)	■当ファンド 日々の純資産総額に対して、 年率0.6930%(税抜 年率0.6300%) をかけた額 ※日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。 毎計算期間の最初の6か月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。 ■投資対象とする投資信託証券 投資対象ファンドの純資産総額に対して、 年率0.49%程度 (マネー・プール マザーファンドは除きます。) ■実質的な負担 当ファンドの純資産総額に対して、 年率1.1830%程度(税抜 年率1.1200%程度) ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。
	その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 ※監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6か月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、組入れているETF等の管理費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

お客さま専用フリーダイヤル **0120-151034**
(受付時間/営業日の9:00~17:00)
●ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社(購入・換金の取扱い等)

販売会社は、上記の三菱UFJ国際投信の照会先でご確認いただけます。


三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

トレンド・アロケーション・オープン

販売会社（お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。） 2020年7月6日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第1号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号	○	○		
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○			
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第43号	○			
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第10号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
大万証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第14号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

※商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。

トレンド・アロケーション・オープン

販売会社（お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。） 2020年7月6日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀IT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○	
広島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第14号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○	
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社琉球銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			
沖縄県労働金庫*	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第8号				
九州労働金庫*	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第39号				
近畿労働金庫*	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号				
四国労働金庫*	登録金融機関 四国財務局長(登金)第26号				
静岡県労働金庫*	登録金融機関 東海財務局長(登金)第72号				
中央労働金庫*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号				
中国労働金庫*	登録金融機関 中国財務局長(登金)第53号				
東海労働金庫*	登録金融機関 東海財務局長(登金)第70号				
東北労働金庫*	登録金融機関 東北財務局長(登金)第68号				
長野県労働金庫*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第268号				
新潟県労働金庫*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第267号				
北陸労働金庫*	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第36号				
北海道労働金庫*	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号				

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

※商号欄に*の表示がある場合は取次販売会社です。

「留意事項」

【当資料に関してご留意頂きたい事項】

- 当資料は、三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

【当資料についての補足】

トレアロは外国投資信託OMAPFにおいて実質的な運用を行っています。当該ファンドについてはアライアンス・グローバル・インベスターズが運用を担っています。当資料でご紹介している運用戦略に関する説明についても、上記外国投資信託で行っているものです。